

葛尾村防犯カメラシステム貸貸借事業 公募型プロポーザル 実施要領

1 概要

- (1) 競技名 葛尾村防犯カメラシステム貸貸借事業
- (2) 選考方法 公募型プロポーザル方式
- (3) 公示日 令和7年12月24日

2 基本的な考え方

本事業は、現在葛尾村内の交通要所に設置している防犯カメラを更新するにあたり、警察と防犯パトロール事業がさらなる連携を図り、盗難等の犯罪抑止効果を向上させることにより、住民の総合的な安心・安全を図ることを目的として実施するものである。

本プロポーザル競技は、民間業者からの事業の設計及び整備後のサービス内容等を含めた創意工夫を生かした提案を受け、村及び村民にとって最もメリットのある業者を選定するために実施する。

具体的には、事業者から提案を受け、提出された提案書の審査を行う。総合的に最も優れた内容の提案を行った事業者を、本事業の優先交渉権者とする。

なお、契約に際しては、提案の内容と本村の意向について優先交渉権者と協議調整を行った上で、合意が得られた時点で契約を締結する。

3 契約期間等

- (1) 契約期間
契約締結の日から令和13年3月31日
なお、設置期間は、契約締結の日から令和8年3月31日までとする。
- (2) 応募価格要件
プロポーザル上限価格 35,431 千円(税込)
※カメラ設置費、貸貸借料、保守点検料を想定。
ただし、設置に関する費用については令和7年度に支出し、5,500千円を超えることはできない。

4 主催者及び事務局

- (1) 主催者 葛尾村
- (2) 事務局 葛尾村役場 住民生活課 住民生活係
〒979-1602
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合16番地
電話 0240-29-2112
FAX 0240-29-2123
Mail juminseikatsu@vill.katsurao.lg.jp

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定にいずれも該当しないものであること。
- (2) 本村から指名停止の制限を受けていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による再生手続開始の申立及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の手続きの申立がない者(会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く)であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体及び暴力団、暴力団員並びにその統制下にある団体でないこと。
- (5) 福島県内に本店又は営業所等を有していること。
- (6) 同種又は類似の事業の実績を有しているものであること。

6 申請書類の配布

- (1) 配布期間
令和7年12月24日(水)から令和8年1月9日(金) 17時まで
- (2) 配布方法
葛尾村公式ホームページからのダウンロードによる配布
URL <http://www.katsurao.org>
- (3) 配布資料
 - ① 葛尾村防犯カメラシステム貸貸借事業 公募型プロポーザル実施要領(本書)
 - ② 葛尾村防犯カメラシステム貸貸借事業 公募型プロポーザル仕様書

- ③ 葛尾村防犯カメラシステム賃貸借事業 企画提案書作成要領
 - ④ 葛尾村防犯カメラシステム賃貸借事業 公募型プロポーザル審査要領
 - ⑤ 参加申込書 【様式 1】
 - ⑥ 参加資格確認申請書兼誓約書 【様式 2】
 - ⑦ 業務実施体制 【様式 3】
 - ⑧ 体制図 【様式 4】
 - ⑨ 配置予定技術者(主任技術者)の業務実績等 【様式 5】
 - ⑩ 配置予定技術者(現場代理人)の業務実績等 【様式 6】
 - ⑪ 業務実施方針・設置実施フロー・工程表 【様式 7】
 - ⑫ 企画提案書 【様式 8】
 - ⑬ 技術提案に関する質問書 【様式 9】
 - ⑭ 帰還困難区域への公益目的の一時立入に関する申請書 【様式 10】
- ※防犯カメラの位置図については、参加申込書が提出された場合に開示する。

7 参加申込等

- (1) 申込先
葛尾村役場 住民生活課 住民生活係
- (2) 申込方法
提出書類を申込先に持参又は郵送(書留郵便又は配達記録郵便に限る)すること。
- (3) 申込期限
令和8年1月9日(金) 17時必着(土日祝祭日は除く)
- (4) 提出書類

① 参加申込書	【様式 1】	正本	1部	写し	1部
② 参加資格確認申請書兼誓約書	【様式 2】	正本	1部	写し	1部
③ 業務実施体制	【様式 3】	正本	1部	写し	10部
④ 体制図	【様式 4】	正本	1部	写し	10部
⑤ 配置予定技術者(主任技術者)の業務実績等	【様式 5】	正本	1部	写し	10部
⑥ 配置予定技術者(現場代理人)の業務実績等	【様式 6】	正本	1部	写し	10部
⑦ 参加資格要件に関する書類		正本	1部	写し	1部

(「5 参加資格」中の(4)(5)(6)を証明できる書類の写し)

8 質疑等

- (1) 受付期間
令和8年1月9日(金) 17時まで(土日祝祭日は除く)
- (2) 受付先
7の(1)に同じ
- (3) 受付方法
「技術提案に関する質問書」【様式 9】によりFAX又は電子メールでのみ受け付ける。
- (4) 回答方法
参加申込業者に対し、FAX又は電子メールにて回答する。
また、ホームページ上に質疑内容及び回答を公開する。

9 現地調査

- (1) 現地調査を希望する者は、以下の書類を公募開始の日から令和8年1月8日(木)17時までに提出すること。事務局は本申請を受け、通行許可証の発行を1月9日(金)まで行うので事務局で受領のこと。
なお、資格審査により参加資格を有しないと判断された者については、本事業に関して発行された公益目的の一時立入通行許可証を必ず返却すること。
- (2) 提出書類
「帰還困難区域への公益目的の一時立入に関する申請書」【様式 10】に必要事項を記入の上提出すること。

10 参加資格の審査

本プロポーザルの参加資格は、提出された書類より審査し、その結果を令和8年1月13日(火)17時までに結果を通知する。
参加資格を有すると確認された者は、下記要綱にある企画提案書を作成し提出すること。
なお、参加資格通知到着後、辞退する場合は辞退届(任意様式)を提出すること。

11 企画提案書等について

企画提案書にあわせ、「業務実施方針・設置実施フロー・工程表」【様式 7】を提出すること。

- (1) 提出部数 11 部
- (2) 提出期限 令和8年1月19日(月) 17時まで(土日祝祭日は除く)
- (3) 提出方法 提出書類を事務局に持参すること。
- (4) 企画提案書提出後の書類の追加・修正には応じない。
- (5) 提出された書類については、返却しない。

12 ヒアリング調査

企画提案書による書類審査及びヒアリングを行い、最も適当と認められる事業者を1者選定する。

ヒアリング調査日程

- (1) 期 日 令和8年1月20日(火)
- (2) 場 所 葛尾村役場 第1会議室
- (3) 留意事項
 - ① 説明は、提案書の受付順とし、時間は追って連絡するものとする。
 - ② 各者の持ち時間は、30分以内とし、説明20分及び質疑時間10分とする。
 - ③ 説明は、企画提案書に基づき行うこととする。

13 審査結果

- (1) 審査結果については、決定者のみ通知する。
- (2) 審査結果の異議申立は一切認めない。
- (3) 審査結果通知は令和8年1月20日(火)までに行う。

14 その他

- (1) 次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ① 提出期限に遅れた場合
 - ② 審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合
- (2) 参加報酬は支払わない。